

# 山梨県公報

号外第七号

平成二十一年

三月十日

火 曜 日

## 目 次

山梨県消費者行政活性化基金条例	二
山梨県安心こども基金条例	二
山梨県妊婦健康診査支援基金条例	三
山梨県ふるさと雇用再生特別基金条例	三
山梨県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例	四
山梨県障害者自立支援対策臨時特別基金条例の一部を改正する条例	四

## 条例のあらまし

- 山梨県消費者行政活性化基金条例(条例第一号)(県民生活課)**
- 消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、山梨県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
  - その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
  - この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。
- 山梨県安心こども基金条例(条例第二号)(児童家庭課)**
- 子どもを安心して育てることができると環境を整備するため、山梨県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。

- 山梨県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例(条例第五号)(労政雇用課)**
- 離職を余儀なくされた者に対し短期の雇用及び就業の機会の創出を図るため、山梨県緊急雇用創出事業臨時特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
  - その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 山梨県ふるさと雇用再生特別基金条例(条例第四号)(労政雇用課)**
- 地域における安定的な雇用の機会を創出するため、山梨県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
  - その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
  - この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

- その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
  - この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。
- 山梨県妊婦健康診査支援基金条例(条例第三号)(健康増進課)**
- 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、山梨県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
  - 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
  - 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
  - その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
  - この条例は、公布の日から施行することとした。
  - この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。

**山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例**（条例第六号）  
（障害福祉課）

- 1 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るための事業を継続して実施するとともに、福祉及び介護を担う人材の確保を図るための事業を新たに実施するため、次の改正を行うこととした。
- (1) 条例の失効期限を平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 条例の失効時に基金に残額があるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

山梨県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第一号**

山梨県消費者行政活性化基金条例

（設置）

**第一条** 消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、山梨県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

（委任）

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県安心こども基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二号**

山梨県安心こども基金条例

（設置）

**第一条** 子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、山梨県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第三号**

(設置)

**第一条** 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、山梨県妊婦健康診査支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に

限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第四号**

(設置)

**第一条** 地域における安定的な雇用の創出を図るため、山梨県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第五号**

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

**第一条** 離職を余儀なくされた者に対し短期の雇用及び就業の機会の創出を図るため、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

**第六条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る。一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第六号**

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運用」の下に「を」を図るための事業並びに福祉及び介護の業務に従事する者の人材の確保」を加える。

附則第二項の見出し中「失効」を「失効等」に改め、同項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。